別記様式第21（第21条関係）

地域再生法施行規則第21条第９項に係る確認をしない旨の通知書

年　月　日

会社の名称及び代表者の氏名　殿

認定地方公共団体の長の氏名　印

年　月　日付けの地域再生法施行規則第21条第６項の規定による申請について、下記の理由により同条第９項の規定に基づき同条第８項の確認をしないこととしたので通知します。

記

確認をしない理由

注　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

附　則

この府令は、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十四号）の施行の日（平成二十四年十一月一日）から施行する。

省　令

○総務省令第九十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の規定に基づき、地域再生法第十七条に規定する事業を定める省令を次のように定める。

平成二十四年十一月一日

総務大臣　樽床　伸二

地域再生法第十七条に規定する事業を定める省令

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条に規定する同法第五条第四項第三号ハに規定する事業で総務省令で定めるものは、国庫補助金の交付の対象となる同号ハに規定する事業とする。

附　則

この省令は、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十四号）の施行の日（平成二十四年十一月一日）から施行し、平成二十四年度の地方債から適用する。

○財務省令第六十四号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十三第一項第四号及び第二項並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十二第一項第八号の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月一日

財務大臣　城島　正光

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条の十五第四項を次のように改める。

4　施行令第二十五条の十二第一項第八号に規定する財務省令で定める契約は、次の各号に掲げる特定中小会社の区分に応じ当該各号に定める契約とする。

一　法第三十七条の十三第一項第一号から第三号までに掲げる株式会社に該当する特定中小会社　当該特定中小会社との間で締結する特定株式に係る投資に関する条件を定めた契約で中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第五条第二項第三号ニに規定する投資に関する契約に該当するもの

二　法第三十七条の十三第一項第四号に掲げる株式会社に該当する特定中小会社　当該特定中小会社との間で締結する特定株式に係る投資に関する条件を定めた契約で地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）第十八条第八号に規定する株式投資契約に該当するもの

第十八条の十五第五項第五号中「第八項第一号ロ」を「第九項第一号ロ」に、「前項に規定する」を「前項第一号に定める」に改め、同条第七項第二号中「第四項に規定する」を「第四項第一号に定める」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項第一号イ(2)中「第四項に規定する」を「第四項第一号に定める」に改め、同号ハ(1)中「前項各号」を「第七項各号」に改め、同号ハ(2)中「前項第二号」を「第七項第二号」に改め、同号に次のように加える。

ニ　法第三十七条の十三第一項第四号に掲げる株式会社に該当する特定中小会社が発行した特定株式である場合　当該特定中小会社から交付を受けた地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第八条第一項に規定する認定地方公共団体の当該特定株式に係る基準日において(1)から(3)までに掲げる事実の確認をした旨を証する書類（(4)に掲げる事項の記載があるものに限る。）

(1)　当該特定中小会社が前項に規定する要件に該当するものであること。

(2)　当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が取得をした株式が、当該特定中小会社が地域再生法第十六条の確認を受けた日から同日以後三年を経過する日までの間に発行されたものであること。

(3)　当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者による当該特定株式の取得が、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者と当該特定中小会社との間で締結された第四項第二号に定める契約に基づき払込みによりされたものであること。

(4)　当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、払込みにより取得がされた当該特定株式の数及び当該特定株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額

第十八条の十五第八項第四号中「第四項に規定する」を「当該特定中小会社の第四項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　法第三十七条の十三第一項第四号に規定する財務省令で定める株式会社は、地域再生法施行規則第十八条各号に掲げる要件を満たす株式会社とする。

第十八条の十五の二第一項第一号及び第四項第二号中「前条第八項第一号から第四号まで」を「前条第九項第一号から第四号まで」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十四号）の施行の日（平成二十四年十一月一日）から施行する。

（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

2　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年財務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第二項中「第十八条の十五第八項」を「第十八条の十五第九項」に改める。

附則第十一条中「同条第三項第一号中「第十八条の十五第九項第一号から第四号まで」とあるのは「第十八条の十五第八項第一号から第四号まで」と、同項第二号」を「同条第三項第二号」に改める。

告　示

○内閣府告示第二百八十五号

地域再生法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十四号）の施行に伴い、及び地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十四条第三項（同法第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、地域再生法の規定に基づき利子補給率を定める件（平成二十年内閣府告示第五百六十七号）の一部を次のように改正し、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十一月一日）から施行する。

平成二十四年十一月一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

本文中「第二十条第三項」を「第十四条第三項（同法第十五条第二項において準用する場合を含む。）」に改める。